八　加工事業者が濃縮施設及びその関連施設から構成される加工施設を有する場合にあっては、これらの施設について濃縮度が許可を受けた範囲を超えるような施設の構造となっていないことを確認するための検査

九　使用者が前号に規定する加工施設と密接な関連を有する使用施設を有する場合にあっては、当該施設について濃縮度が許可を受けた範囲を超えるような施設の構造となっていないことを確認するための検査

十　再処理施設について、当該施設の操業状況を確認するための検査

（使用の廃止等の届出）

第十六条　法第六十一条の九の二第一項の規定による届出をしようとする者は、国際規制物資のすべての使用を廃止した日から三十日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　工場又は事業所の名称及び所在地

三　使用の許可の年月日

四　廃止の年月日

五　廃止の理由

２　法第六十一条の九の二第三項の規定による届出をしようとする者は、国際規制物資使用者が解散し、又は死亡した日から三十日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　工場又は事業所の名称及び所在地

三　国際規制物資使用者が解散し又は死亡した年月日

四　解散の理由

（使用の廃止等に伴う措置）

第十七条　旧国際規制物資使用者等は、法第六十一条の九の三第一項の規定により、国際規制物資を譲り渡し、又は廃棄しなければならない。

（国際特定活動の届出）

第十八条　法第六十一条の九の四第二項第三号に規定する原子力規制委員会規則で定める概要は、次の各号に掲げるものとする。

一　国際特定活動の規模（一年間に生産することができる資材又は設備（追加議定書附属書Ⅰ(xv)に規定するホットセルを含む。次号及び第四十八条第三十一項において同じ。）の数量を含む。）

二　国際特定活動に係る資材又は設備の品質及び用途

三　国際特定活動が行われる場所であって追加議定書第七条に規定する管理されたアクセスの可能性がある場所及びその理由

（国際特定活動の終了等の届出）

第十九条　法第六十一条の九の四第四項の規定による届出をしようとする者は、国際特定活動を終えた日から三十日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　工場又は事業所の名称及び所在地

三　法第六十一条の九の四第一項の規定による届出の年月日

四　国際特定活動を終えた年月日

五　国際特定活動を終えた理由

２　法第六十一条の九の四第五項の規定による届出をしようとする者は、国際特定活動実施者が解散し、又は死亡した日から三十日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　工場又は事業所の名称及び所在地

三　国際特定活動実施者が解散し又は死亡した年月日

四　解散の理由

第三章　指定情報処理機関

（解析の方法）

第二十条　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第五十七条第二項の原子力規制委員会規則で定める方法は、工場又は事業所において在庫差が発生した場合において当該工場又は事業所に係る核燃料物質が平和の目的以外に利用されていないことを確認することに資するために行う解析の方法であって、原子力規制委員会が指定するものとする。

（指定の申請）

第二十一条　法第六十一条の十一の規定により情報処理業務を行う者としての指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　名称及び住所並びに代表者の氏名

二　情報処理業務を行う事業所の名称及び所在地

三　行おうとする情報処理業務の内容

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　定款及び登記事項証明書

二　申請の日を含む事業年度の直前の事業年度における財産目録、貸借対照表、事業報告書及び収支決算書

三　申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書

四　次に掲げる事項を記載した書面

イ　役員の氏名及び略歴並びに一般社団法人にあっては社員の氏名又は名称

ロ　情報処理業務を実施する主たる技術者の数及び経歴

ハ　情報処理業務の実施に使用する電子計算機等の設備の概要、所在場所及び所有又は借入れの別

ニ　国際約束に基づく保障措置に係る情報処理の技術その他の技術の研究及び開発の実績

ホ　情報処理業務以外の業務を行っている場合には、当該業務の種類及び概要

（業務規定）

第二十二条　法第六十一条の十六第二項の原子力規制委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

一　情報処理業務を実施する者の配置に関すること。

二　情報処理業務を実施する場合に使用する設備に関すること。

三　受託した情報処理業務に関する結果の報告に関すること。

四　情報処理業務の実施に係る帳簿及び書類の保存に関すること。

五　その他情報処理業務に関し必要な事項

２　指定情報処理機関は、法第六十一条の十六第一項の規定により業務規定の認可を受けようとするときは、前項各号に掲げる事項について業務規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

（事業計画等の認可の申請）

第二十三条　指定情報処理機関は、法第六十一条の十七第一項前段の規定により事業計画及び収支予算の認可を受けようとするときは、事業計画書及び収支予算書を添付した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

２　指定情報処理機関は、法第六十一条の十七第一項後段の規定により事業計画又は収支予算の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　変更の内容

二　変更しようとする年月日

三　変更の理由